

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣官房・内閣府の拡大の行方
著者 / 所属	宮崎 一徳 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	450号
刊行日	2022-10-3
頁	3-10
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20221003.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

内閣官房・内閣府の拡大の行方

宮崎 一徳

(内閣委員会調査室)

1. 平成27年のスリム化後の内閣官房・内閣府の拡大の実態
2. スリム化の必要性の認識
3. 調整のバリエーション
4. 内閣官房・内閣府の拡大の行方

1. 平成27年のスリム化後の内閣官房・内閣府の拡大の実態

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）」（以下、「スリム化法」と言う。）により、内閣官房・内閣府の拡大は、一旦、法律による是正がなされた¹。法案提出に際しての平成27年1月27日の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」では、3年後を目途に全面的見直しを行う方針を明らかにしていたが、スリム化法が公布された平成27年（2015年）9月から7年経った令和4年（2022年）9月まで、そのようなことは行われず、「官邸主導」という言葉が耳慣れるようになる中で、内閣官房・内閣府の拡大は続いている。

第2次安倍内閣下の平成26年、菅内閣官房長官（当時）は、「実際、日々業務を行っておりまして、府省庁横断の仕事が余りにも多くなり過ぎてきているんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、どうしても内閣官房にその調整の役割というんですか、そうしたことがどンドンどンドンふえ続けてきている。とりあえずは内閣官房にこの仕事を一旦振ろうという府省庁も多くなってきているんじゃないかなというふうに思っています。

（略）ある程度役目の終わったというんですか、そうしたものについては、やはり関係の府省庁、なかなかこれは受けてくれませんが、そうしたところにおろして行って、できるだけ、常に、まさに不断の見直しを行って行って、仕事をしっかり行うことのできる体制というのをつくっていく重要性というのは、日々痛切に感じています。」と答弁していた²。平成26年頃においては、内閣官房・内閣府の拡大を是正すべきという認識が国会、政府に共有されていたと言えよう。それを基にすると、今日の内閣官房・内閣府の在り方

¹ 瀬戸山順一「内閣官房・内閣府の業務のスリム化」『立法と調査』No. 364（平27.5）参照。

² 第186回国会衆議院予算委員会議録第8号12頁（平26.2.14）、岡田克也委員への答弁。岡田委員は、「やはり重要な仕事に集中するためにも、もう一回きちんと見直す必要がある」と発言。

【図表1】平成27年1月27日閣議決定以降、新たに内閣官房・内閣府に追加された事務

新たに内閣官房に追加された事務		期限
1	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部に関する事務	○
2	官民データ活用推進戦略会議に関する事務	×
3	ギャンブル等依存症対策推進本部に関する事務	○
4	アイヌ政策推進本部に関する事務	○
5	国際博覧会推進本部に関する事務	○
6	新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務	×
7	内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務であって、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関する事務	○
新たに内閣府に追加された事務		期限
1	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の4第3項に規定する指針の作成に関する事務	×
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関する事務	○
3	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第2条第1項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関する事務及び同法第3条第1項に規定する火山災害警戒地域の指定に関する事務	○
4	中心市街地の活性化(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第1条に規定するものをいう。)の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
5	都市の再生(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第1条に規定するものをいう。)及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事務	×
6	知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定するものをいう。)の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
7	構造改革特別区域(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第2条第1項に規定するものをいう。)における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事務	×
8	地域再生(地域再生法(平成17年法律第24号)第1条に規定するものをいう。)の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
9	道州制特別区域(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)第2条第1項に規定するものをいう。)における広域行政(同条第2項に規定するものをいう。)の推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
10	総合特別区域(総合特別区域法(平成23年法律第81号)第2条第1項に規定するものをいう。)における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
11	地域再生法第13条第1項の交付金に関する事務(同法第5条第4項第1号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。)	○
12	成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関する事務	○
13	特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成28年法律第43号)第3条第1項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関する事務	○
14	海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事務	×
15	有人国境離島地域(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第1項に規定するものをいう。)の保全及び特定有人国境離島地域(同条第2項に規定するものをいう。)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに計画(同法第10条第1項に規定するものをいう。)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
16	休眠預金等(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)第2条第6項に規定するものをいう。)に係る資金の活用に関する事務(金融庁の所掌に属するものを除く。)	○
17	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成28年法律第77号)に基づく宇宙開発利用に関する施策に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
18	国家戦略特別区域法第16条の5第3項に規定する指針の作成に関する事務	×
19	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成28年法律第76号)に基づく宇宙開発利用に関する施策に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
20	匿名加工医療情報(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)第2条第3項に規定するものをいう。)に関する施策に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
21	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)の施行に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	×
22	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)第4条第1項に規定する基本指針の策定に関する事務、同法第5条第1項に規定する計画の認定に関する事務及び同法第11条の交付金に関する事務	○
23	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第32条第1項に規定する事務	○
24	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第10条第1項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関する事務及び同法第15条第1項の交付金に関する事務	○
25	棚田地域振興法(令和元年法律第42号)の施行に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
26	大学等における修学の支援(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第3条に規定するものをいう。)に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事務	○
27	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合(同法第2条第3項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事務	○
28	健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出(健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第1条に規定するものをいう。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事務並びに医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事務	×
29	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定による特定公的給付の指定に関する事務	○
30	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号)の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)	○
31	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第14条の3第1項に規定する事務	○
32	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)の施行に関する事務(デジタル庁及び他省の所掌に属するものを除く。)	×
33	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事務並びに同法に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する事務	○

(出所) 内閣官房及び内閣府のスリム化に関する質問に対する答弁書(内閣衆答 208 第77号、令4.6.10)より作成。

「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」(平成27年1月27日閣議決定)以降に公布され、及び施行された法律により、新たに追加された事務を掲げる。「期限」とは、当該事務を行う期限の定め(見直しを行う旨の条文を含む。)の有(○)無(×)。×は「当該事務の性質上、業務を行う期限の定めを設けることが困難であるため」とされる。

を考えるに当たって、その後の拡大が、平成27年の法による是正後の姿と比べてどうなっているかを認識しようとするのは、最初のステップであろう。

内閣官房・内閣府の拡大を示す一例として、関連する質問主意書の答弁書がある（図表1）。前述閣議決定以降に内閣官房は7、内閣府は33の事務が追加されたとしている³。

なお、図表1の右欄の○×は当該事務の期限の定めを整理したものである。この期間以前のものであるが、例えば「アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）」は、当初内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管する内容となっている。図表1の○×も本来、同種の措置の有無を問うものと考えられる。ただ実際には、○である「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）」の附則第9条が、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」としている等、「アルコール健康障害対策基本法」ほど明確に内閣官房・内閣府のスリム化のため、事務を他省庁に移管する等の措置とは言いにくいものもある。

この答弁書で注意しなければならないのは、「法律により」新たに追加された事務に限定されているということである。まず内閣府について見てみたい。内閣府設置法第18条の「重要政策に関する会議」や同法第40条の「特別の機関」は、組織の設置に法律が必要となっている。また、同法第4条には、所掌事務が列挙され、第3項第62号には、「前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務」とされ、基本的に法律によらなければならない。内閣府の事務は、同法同条の所掌事務規定の中であれば法律によらずとも増えることは考えられるが、前述のとおり基本的に法律により作られる面もあり、法律に基づく33の事務の追加は、内閣府の拡大の実態がある程度表れたものと言えよう。省庁全体での組織や定員を抑制する政府の意向がある中、別に消滅した事務があるとしても7年強で33の事務の追加は、それだけでも少なくない数と考える。

一方、内閣官房の事務は、内閣法第12条第2項に掲げる事務に該当する場合、閣議口頭了解や内閣官房長官決裁等でも追加され得るものになっている。そのため法律による事務の増加が7とされても、法律によらないものも相当数あることが考えられ、それらを含む内閣官房の事務の増加の実態を探る必要があるだろう。内閣官房の会議等のホームページから探ったのが図表2である。このホームページでは、〇〇本部のほかに〇〇本部事務局があえて掲げられていたり、内閣府の組織等であっても関連するものは掲げられていたりする。このように、言わば広報的要素も見られ、厳格に全ての内閣官房の会議等を掲載しているとは言い切れない側面もあるものの、平成27年1月の前述閣議決定の後をしてみると、法律によるものも含んで、74番から188番まで115のものが設置されている。現在存在する6割が閣議決定後のものである。また、平成27年8月15日（スリム化法公布直前）において、論者が同ホームページから確認したものを前提とすると135のものが存在していたことに

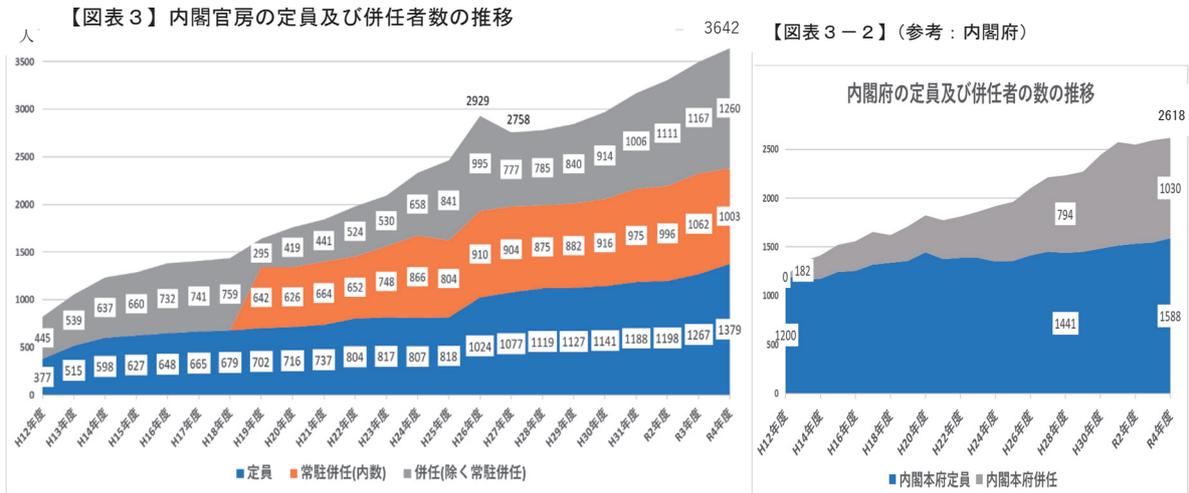
³ この答弁書は平成27年1月の閣議決定後の事務を対象としており、平成27年9月11日に公布されたスリム化法によるものも含む。また「事務」について、どのような基準により限定しているかは不明であるが、一つの基準による増加の傾向として捉えることとしたい。

【図表2】内閣官房のホームページ、各種本部及び会議の活動状況【現在活動中の会議等】(https://www.cas.go.jp/seisaku/index.html)より作成。令和4年8月15日、一部省略。

	名称	根拠	開始時期		名称	根拠	開始時期
1	水俣病に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5.8.31	51	官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会	閣議口頭了解	H25.9.27
2	給与関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5.9.24	52	政府与党政策懇談会		H25.10.1
3	物価問題に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H5.9.24	53	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H25.10.22
4	地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律	H9.12.19	54	国土強靭化	強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資する 国土強靭化基本法	H25.12.11
5	内閣情報会議	閣議決定	H10.10.27	55	原子力関係閣僚会議	閣議口頭了解	H25.12.13
6	副大臣会議	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律	H13.1.6	56	最終処分関係閣僚会議	閣議口頭了解	H25.12.13
7	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部	閣議決定	H13.7.10	57	国土強靭化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資する 国土強靭化基本法（平成25年法律 第95号）	H25.12.17
8	都市再生本部	都市再生特別措置法	H14.6.1	58	情報保全諮問会議	内閣総理大臣決裁	H26.1.14
9	難民対策連絡調整会議	閣議了解	H14.8.7	59	鳥インフルエンザ関係閣僚会議		H26.4.13
10	構造改革特別区域推進本部	構造改革特別区域法	H14.12.18	60	政府調達の自主的措置の関する関係省庁等会議	関係省庁等申合せ	H26.4.16
11	知的財産戦略本部	知的財産基本法	H15.3.1	61	健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法	H26.6.10
12	犯罪対策閣僚会議	閣議口頭了解	H15.9.2	62	原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議	内閣総理大臣決裁	H26.6.12
13	地域再生本部	地域再生法	H15.10.24	63	水循環政策本部	水循環基本法	H26.7.1
14	放射能対策連絡会議	内閣官房長官決裁	H15.11.21	64	水循環政策本部事務局	水循環基本法	H26.7.1
15	新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議	関係省庁申合せ	H16.3.2	65	国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議		H26.7.25
16	放射能対策連絡会議	内閣官房長官決裁	H17.2.23	66	まち・ひと・しごと創生本部	平成26年12月2日からは法に基づ く法定の本部として引き続き司令 塔機能を担う。	H26.12.2
17	濁水対策関係省庁会議	関係省庁申合せ	H17.7.11	67	すべての女性が輝く社会づくり本部	閣議決定	H26.10.3
18	アスベスト問題に関する関係閣僚による会合		H17.7.29	68	内閣保全監視委員会	閣議決定	H26.10.14
19	公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.8.23	69	人身取引対策推進会議	閣議口頭了解	H26.12.16
20	地理空間情報活用推進会議	内閣官房長官決裁	H17.9.12	70	サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基 本法	H27.1.9
21	郵政民営化推進本部	郵政民営化法	H17.11.10	71	内閣保全監視委員会	閣議決定	H27.1.23
22	犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議		H17.12.5	72	内閣官房及び内閣府の業務の見直し		H27.1.27
23	総合海洋政策本部	海洋基本法	H18.7.20	73	認知症施策推進関係閣僚会議		H27.1.27
24	中心市街地活性化本部	中心市街地の活性化に関する法律	H18.8.22	74	基幹産業化に向けた航空ビジネス戦略に関する関係省庁会議	関係省庁申合せ	H27.3.12
25	道州制特別区域推進本部	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	H18.12.20	75	小型無人機に関する関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	H27.4.24
26	多重債務者対策本部	閣議決定	H18.12.22	76	国の利害に関係のある総称等への対応に関する関係府省庁連絡会議		H27.5.27
27	カウンターインテリジェンス推進会議	内閣総理大臣決定	H18.12.25	77	国際感染症対策調整室	内閣総理大臣決定	H27.9.11
28	地域活性化統合本部会合	閣議決定	H19.10.9	78	国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議	閣議口頭了解	H27.9.11
29	新型インフルエンザ等対策室		H21.7.13	79	T P P等総合対策本部	閣議決定	H27.10.9
30	拉致問題対策本部	閣議決定	H21.10.13	80	明日の日本を支える観光ビジョン構想会議	内閣総理大臣決裁	H27.11.9
31	アイヌ政策推進会議	内閣総理大臣決裁	H21.12.25	81	日越大学構想の推進に関する関係省庁会議	内閣総理大臣決裁	H28.2.1
32	被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム	関係省庁申合せ	H23.3.31	82	旅費・会計等業務効率化推進会議	内閣官房長官決裁	H28.2.5
33	原子力発電所事項経済被害対応チーム	内閣総理大臣決裁	H23.4.11	83	持続可能な開発目標（SDGs）推進本部	閣議決定	H28.5.20
34	国と地方の協議の場	国と地方の協議の場法	H23.5.2	84	沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム	内閣総理大臣決裁	H28.5.26
35	電力需給に関する検討会合	内閣総理大臣決裁	H23.7.20	85	C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議	内閣総理大臣決裁	H28.6.3
36	新型インフルエンザ等対策閣僚会議	閣議口頭了解	H23.9.20	86	C L T活用促進のための政府一元窓口	内閣総理大臣決裁	H28.6.3
37	消費税の円滑かつ適正な添加等に関する対策推進本部	閣議決定	H24.4.24	87	英国のEU離脱に関する政府タスクフォース		H28.7.27
38	産業遺産の世界遺産登録推進室	閣議決定	H24.5.25	88	映画産業の海外展開に関する検討会議	知的財産戦略本 部 検証・評価・企画委員会 座長決定	H28.11.28
39	稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議	内閣総理大臣決定	H24.6.26	89	海上保安体制強化に関する関係閣僚会議	内閣総理大臣決裁	H28.12.21
40	新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定	H24.8.3	90	再犯防止対策推進会議	閣議口頭了解	H29.2.2
41	行政改革推進本部	閣議決定	H25.1.29	91	統計改革推進会議	内閣総理大臣決裁	H29.2.3
42	領土主権対策企画調整室	閣議決定	H25.2.5	92	文化経済戦略特別チーム		H29.3.1
43	行政改革推進会議	行政改革推進本部決定	H25.2.27	93	特定複合観光施設区域整備推進本部	特定複合観光施設区域の 整備の推進に関する法律 （平成28年法律第115号）	H29.4.4
44	ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会	内閣官房長官決裁	H25.3.5	94	ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議	内閣総理大臣決裁	H29.4.5
45	経協インフラ戦略会議	内閣総理大臣決裁	H25.3.12	95	特定複合観光施設区域整備推進会議	特定複合観光施設区域の 整備の推進に関する法律 （平成28年法律第115号）	H29.4.6
46	観光立国推進閣僚会議	閣議口頭了解	H25.3.26				
47	ふるさとづくり有識者会議	内閣総理大臣決裁	H25.4.11				
48	食料安定供給・農林水産業基盤強化本部	閣議決定	H25.5.21	186	G X実行会議	内閣総理大臣決裁	R4.7.27
49	予算執行等の情報公開		H25.6.29	187	こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会	こども政策の新たな推進体 制に関する基本方針（令和 3年12月21日閣議決定）	R4.8.3
50	官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H25.9.27	188	こどもの居場所づくりに関する検討委員会	こども政策の新たな推進 体制に関する基本方針（令 和3年12月21日閣議決定）	R4.8.8

なる。現在の総数188は、スリム化を実施した当手を大きく上回っていることになる⁴。

図表3として、内閣官房の定員及び併任者の推移を掲げる。平成27年度は総数が前年度の2,929人から2,758人に減ったが、令和4年は3,642人になっている⁵。令和3年9月にはデジタル庁が発足し、内閣官房にあったIT総合戦略室の定員等が同庁に移行しているはずだが、コンスタントな右肩上がりの傾向に変化はない。国家公務員全体の定員があまり増加していないにもかかわらず、内閣官房・内閣府の人員は顕著な増加傾向が続いている。



(図表3:内閣官房からの提示データ等により作成。定員は各年度末、併任は各年4月1日現在。平成18年度以前の常駐併任者データはない。)
 (図表3-2:内閣府の提示データ等より作成。併任者について、平成13年度は11月1日、他は4月1日現在で非常駐者を含む。平成13年度と令和4年度を比較すると、定数は1,200人から1,588人に増加したが、併任者は182人から1,030人と大きく増加している。ただ、内閣官房の増加ぶりには及ばない。)

2. スリム化の必要性の認識

こうしたいくつかのデータ及び平成27年のスリム化法による拡大の是正の実績からすると、外観的には再度のスリム化の必要性は高まっていると考えられる。ただ、政府からそうした声が他省庁の分も含め、特段聞こえて来ないのは、「官邸主導」等の言葉が定着する中で、スリム化が必要と考えられる相場のレベルが上がっているのかとも思えてしまう⁶。

今、スリム化が必要かどうかについては、こうしたデータを基に、前掲の菅官房長官答弁のような政府内部からの声を引き出す必要があるだろう。その上で、その是非について十分な議論をすることが求められる。こうした状況でも、行政府は円滑に業務を遂行しているかどうか。内閣官房・内閣府は併任も多いが、本務の省庁の業務にしわ寄せがいついな

⁴ 内閣府の仕事のものを除外し、内閣官房の中で、臨機応変に作られるものとは異なる「国家安全保障局」関係のものも除外する等し、設立順に並べた。論者は、同じ手法で、平成27年8月15日(スリム化法公布直前)の表を作ったが、総数として数えたのは115であった(76番まで)。今回の作表の際、それが56に減っており、削減も認識できた。ただ今回の作表の際、前回の作表以前に設置され、前回の作表で掲載されていないものが20(赤表示)出てきた。それを加えると、当時135の会議等が存在していたことになる。あくまでも概観を把握するための表であるが、現在の総数は、当手を大きく上回っているということは言えよう。

⁵ スリム化法の施行は平成28年4月であるが、前述平成27年1月の閣議決定により法改正によらない整理として、遺棄化学兵器処理対策室の内閣府への一元化(平成27年4月1日)、法曹養成制度改革推進室の廃止(平成27年7月15日)等、平成27年度の数、ここに至るまでの事務の抑制意向の表れと考える。

⁶ 本論執筆中の令和4年9月2日に、新型コロナウイルス感染症対策本部で、感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省の食品分野を消費者庁に、水道分野を国土交通省と環境省に移管するために必要な法律案を次期通常国会に提出する方針が示された。こうした組織の見直しが今後とも続くのか、展開が注目される。

いか。新規課題への政治主導による対応に気がとられて、的確な行政執行の体制確保がおろそかにされるようなことがあれば、内閣がその本来的責務を果たしてないことになる。

別の要素の認識も必要であるとする。それは、図表1の、内閣官房の2、3、内閣府の3、12、14、16、21、25、27、32の計10の事務は議員立法が根拠法となっているということである。それらの法律には、「基本法」、「推進」の言葉が入っているものが多いが、そうした名称の法律は、対応の理念さえ決まっていない、省庁の垣根を越えた問題を主に扱っており、それらの多くが議員立法によって担われていることが見てとれる（図表4参照）。すなわち、内閣のリーダーシップに加えて、そうした議員立法によっても内閣官房・内閣府の事務等の拡大がもたらされることも念頭に置いた対応が内閣には求められよう。

3. 調整のバリエーション

省庁の垣根を越えた問題については、平成13年の中央省庁等改革で内閣府特命担当大臣や内閣官房に内閣総理大臣の判断で設置する担当大臣でも対応できるようになった。この場合、関係する法律は、通常、内閣官房や内閣府が立案を行い、内閣委員会で審査される。

一方、各省庁が中心となって調整することもできる。平成12年5月の段階で、「政治調整システムに関する運用指針」が策定されており、またスリム化法でも、各省等の任務に関連する特定の内閣の重要施策について、閣議決定で決める方針に基づく各省等への総合調整権限の付与の規定が置かれた。ただ、こうした動きは見受けられない。

内閣機能の強化として、内閣官房・内閣府の充実を仕組みとして作ったため、新たな問題への対応が集中しやすくなったということもあるのかもしれない。

政治主導だからと言って、何でもかんでも内閣官房・内閣府に任せれば良いかというと、そうではなかろう。一番効率的に業務遂行できる道を探ることが必要であろう。

ここに、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議がある。平成30年1月19日に開催が閣議口頭了解で決められている。総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣、内閣官房長官が構成員とされた。工程表が作られ、国土交通省、農林水産省、法務省等から「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」、「農業基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）」、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」、「地方再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）」、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）」、「土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）」、「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」等が出され成立している。「所有者不明土地問題担当大臣」を内閣官房に置いて対応する手法もあり得たが、とられなかった。

4. 内閣官房・内閣府の拡大の行方

図表5として、中央省庁再編前後の内閣と令和4年の第2次岸田内閣の姿を掲げる。省庁の大括りにもかかわらず、問題を細分化して捉える必要が生じている点も含めて、業務の増大が見て取れる。2.をめぐり考察と対応、そして説明を十分に果たし、行政の効率的な執行を実現する責任が内閣にはある。今後の展開が注目される。

【図表4】 基本法、推進法等（令4.8.15）（議員立法の割合がそれぞれ6割を超え、非常に高いことが分かる。）

基本法		議員立法の割合	推進法等		議員立法の割合																				
0	教育基本法(昭和23年法律第25号)	関	1	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)	関																				
1	原子力基本法(昭和30年法律第186号)	衆●	2	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	関																				
0	農業基本法(昭和36年法律第127号)	関	3	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)	衆●																				
2	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	関	4	民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)	関																				
3	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)	関	5	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第61号)	関																				
4	森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)	関	6	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)	関																				
5	消費者基本法(昭和43年法律第78号)	衆●	7	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)	参●																				
6	障害者基本法(昭和45年法律第84号)	衆●	8	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号)	衆●																				
7	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)	関	9	財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)	関																				
8	土地基本法(平成元年法律第84号)	関	10	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成10年法律第53号)	関																				
9	環境基本法(平成5年法律第91号)	関	11	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第107号)	関																				
10	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)	参●	12	財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律(平成10年法律第150号)	関																				
↓(略)↓																									
29	教育基本法(平成18年法律第120号)	関	32	子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)	関																				
30	海洋基本法(平成19年法律第33号)	衆●	33	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)	衆●																				
31	地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)	衆●	34	津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)	衆●																				
32	宇宙基本法(平成20年法律第43号)	衆●	35	歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)	参●																				
33	生物多様性基本法(平成20年法律第53号)	衆●	36	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)	参●																				
34	国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号)	関	37	国等による障害者就業施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律(平成24年法律第50号)	衆●																				
35	公共サービス基本法(平成21年法律第40号)	衆●	38	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)	参●																				
36	バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)	衆●	39	社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)	衆●																				
37	肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)	衆●	40	ナニミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(平成24年法律第82号)	衆●																				
38	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)	衆●	41	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)	参●																				
39	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)	衆●	42	再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律(平成25年法律第13号)	衆●																				
40	交通政策基本法(平成25年法律第92号)	関	43	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第65号)	衆●																				
41	強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)	衆●	44	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)	関																				
42	アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)	衆●	45	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)	衆●																				
43	水循環基本法(平成26年法律第16号)	参●	46	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)	関																				
44	小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)	関	47	がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)	参●																				
45	アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)	衆●	48	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)	関																				
46	サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)	衆●	49	雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)	参●																				
47	都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)	参●	50	健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)	関																				
48	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	衆●	51	地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成26年法律第85号)	衆●																				
49	キャンサー等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)	衆●	52	過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)	衆●																				
50	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)	参●	53	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)	衆●																				
51	死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)	参●	54	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)	関																				
52	デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)	関	55	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(平成27年法律第69号)	衆●																				
<p>e-GOV法令検索(https://elaws.e-gov.go.jp/)、日本法令検索(https://hourei.ndl.go.jp/#/)より作成。</p> <p>番号が0のものは、後年に別の法律となったもの等で、令和4年8月15日現在存在しているとは言えないもの。 ●は、議員立法によるもの。 1頁に収めるには数が多いため、途中省略している。</p> <p>黄色の色がついているのは、スリム化法(平成27年法律第66号)が平成27年9月11日公布、平成28年4月1日施行であることを考慮し、平成28年以降の法律を考察するためのもの。</p>			56	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)	衆●																				
			57	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)	参●																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>関法</th> <th>議員立法</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本法</td> <td>19</td> <td>33</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>37%</td> <td>63%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>推進法等</td> <td>25</td> <td>54</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32%</td> <td>68%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				関法	議員立法	計	基本法	19	33	52		37%	63%	100%	推進法等	25	54	79		32%	68%	100%	58	再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)	衆●
				関法	議員立法	計																			
基本法	19	33	52																						
	37%	63%	100%																						
推進法等	25	54	79																						
	32%	68%	100%																						
59	部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)	衆●																							
60	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)	参●																							
61	無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)	衆●																							
62	自転車活用推進法(平成28年法律第113号)	衆●																							
63	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)	衆●																							
64	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)	衆●																							
65	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)	参●																							
66	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律(平成30年法律第48号)	参●																							
67	スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成30年法律第58号)	衆●																							
68	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号)	衆●																							
69	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)	衆●																							
70	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)	関																							
71	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)	衆●																							
72	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第32号)	参●																							
73	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)	衆●																							
74	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	衆●																							
75	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)	参●																							
76	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)	衆●																							
77	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)	関																							
78	防災重点農業用ため地に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)	衆●																							
79	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)	参●																							

【図表5】省庁再編前後の第2次森内閣改造内閣と第2次岸田改造内閣の比較（首相官邸HPより。https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/meibo/index.html）

第2次森内閣 改造内閣 平成12年12月5日改造		第2次森内閣 改造内閣（省庁再編後） 平成13年1月6日中央省庁再編後		第2次岸田改造内閣 令和4年8月10日発足（令和4年8月10日現在）	
職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
内閣総理大臣	森 喜朗	内閣総理大臣	森 喜朗	内閣総理大臣	岸田 文雄
郵政大臣	片山 虎之助	総務大臣	片山 虎之助	総務大臣	寺田 稔
自治大臣	片山 虎之助				
総務庁長官	片山 虎之助				
法務大臣	高村 正彦	法務大臣	高村 正彦	法務大臣	葉梨 康弘
外務大臣	河野 洋平	外務大臣	河野 洋平	外務大臣	林 芳正
大蔵大臣	宮澤 喜一	財務大臣	宮澤 喜一	財務大臣	鈴木 俊一
金融再生委員会委員長	柳澤 伯夫	金融担当大臣	柳澤 伯夫	内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却担当	
文部大臣	町村 信孝	文部科学大臣	町村 信孝	文部科学大臣	永岡 桂子
科学技術庁長官	町村 信孝			教育未来創造担当	
厚生大臣	坂口 力	厚生労働大臣	坂口 力	厚生労働大臣	加藤 勝信
労働大臣	坂口 力				
農林水産大臣	谷津 義男	農林水産大臣	谷津 義男	農林水産大臣	野村 哲郎
通商産業大臣	平沼 赳夫	経済産業大臣	平沼 赳夫	経済産業大臣	西村 康稔
				原子力経済被害担当	
				G X 実行推進担当	
				産業競争力担当	
				ロシア経済分野協力担当	
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）					
運輸大臣	扇 千景	国土交通大臣	扇 千景	国土交通大臣	斉藤 鉄夫
建設大臣	扇 千景				
北海道開発庁長官	扇 千景				
国土庁長官	扇 千景				
環境庁長官	川口 順子	環境大臣	川口 順子	環境大臣	西村 明宏
防衛庁長官	斉藤 斗志二	防衛庁長官	斉藤 斗志二	防衛大臣	浜田 靖一
内閣官房長官	福田 康夫	内閣官房長官	福田 康夫	内閣官房長官	松野 博一
				沖縄基地負担軽減担当	
				拉致問題担当	
				ワクチン接種推進担当	
				デジタル大臣	河野 太郎
				内閣府特命担当大臣（デジタル改革 消費者及び食品安全）	
				国家公務員制度担当	
				復興大臣	秋葉 賢也
				福島原発事故再生総括担当	
国家公安委員会委員長	伊吹 文明	国家公安委員会委員長 防災担当大臣	伊吹 文明	国家公安委員会委員長	谷 公一
				国土強靱化担当	
				領土問題担当	
				内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）	
				こども政策担当	小倉 将信
				共生社会担当	
				女性活躍担当	
				孤独・孤立対策担当	
				内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）	
経済企画庁長官	額賀 福志郎	経済財政政策担当大臣	額賀 福志郎	経済再生担当	山際 大志郎
		経済財政政策担当大臣 平成13年1月23日～	麻生 太郎	新しい資本主義担当	
				スタートアップ担当	
				新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当	
				全世代型社会保障改革担当	
				内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	
国務大臣	笹川 堯	科学技術政策担当大臣	笹川 堯	経済安全保障担当	高市 早苗
				内閣府特命担当大臣（知的財産戦略 科学技術政策 宇宙政策 経済安全保障）	
沖縄開発庁長官	橋本 龍太郎	沖縄及び北方対策担当大臣	橋本 龍太郎	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 地方創生 規制改革 クールジャパン戦略 アイヌ施策）	岡田 直樹
				デジタル田園都市国家構想担当	
				国際博覧会担当	
国務大臣		行政改革担当		行政改革担当	
内閣官房副長官	安倍 晋三	内閣官房副長官	安倍 晋三	内閣官房副長官	木原 誠二
内閣官房副長官	上野 公成	内閣官房副長官	上野 公成	内閣官房副長官	磯崎 仁彦
内閣官房副長官	古川 貞二郎	内閣官房副長官	古川 貞二郎	内閣官房副長官	栗生 俊一
内閣法制局長官	津野 修	内閣法制局長官	津野 修	内閣法制局長官	近藤 正春

（みやざき かずのり）